

無人航空機を利用した空中散布事業の実施について

平成27年12月17日決裁

平成28年 4月 6日改正

平成30年 4月19日改正

令和 2年 3月25日改正

令和 2年11月30日改正

第1 趣旨

空中散布における無人航空機利用については、その事業の性格から危被害防止対策に万全の措置を講ずる必要がある。

このため、国が定める、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）（以下「安全ガイドライン」という。）のほか、以下に定めるところにより、事業の安全かつ適正な実施の推進を図るものとする。

第2 関係機関の役割

1 県

- (1) 一般社団法人埼玉県植物防疫協会（以下「県植物防疫協会」という。）と連携し、安全かつ適正な空中散布の実施の推進を図る。
- (2) 農林部、保健医療部、市町村、県植物防疫協会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部等関係機関、関係団体及び実施主体による安全対策会議を開催し、空中散布の実施に係る情報収集や危被害防止対策についての周知徹底を図る。

2 市町村

病虫害防除所その他必要な機関と連携し、実施主体に対し、安全かつ適正な空中散布の実施の推進を図る。

3 県植物防疫協会

- (1) 県と連携し、空中散布の実施や事故に係る情報を収集し、安全かつ適正な空中散布の実施の推進を図る。
- (2) 第4に定める空中散布計画書、実績報告書を取りまとめて、県に提出すること。

第3 実施主体の体制整備

- 1 実施主体は、作業を安全かつ適正に実施し危被害防止対策に万全を期すため、安全確保体制を整備し、各係の責任分野を明確にすること。
- 2 実施に当たっては、安全ガイドラインの第2の3の事項に留意すること。

第4 空中散布の届出

1 空中散布計画書

(1) 無人ヘリコプター

ア 実施主体は、翌年度の空中散布計画書を別紙様式1により、毎年度3月10日までに県植物防疫協会に届け出る。

病虫害の発生状況から防除が必要になった場合等計画に変更が生じた場合は、空中散布を実施する月の前月末までに、速やかに届け出ること。

イ 県植物防疫協会は(1)の空中散布計画書を取りまとめ、毎年3月31日までに別紙様式2により、農産物安全課へ提出すること。

また、3月10日以降に提出された空中散布計画書及び空中散布計画書の変更については、速やかに農産物安全課へ提出すること。

ウ 農産物安全課は、実施主体と養蜂家の間における情報共有の徹底を図るため、畜産安全課へイの空中散布計画書を情報提供すること。

エ 畜産安全課は、埼玉県養蜂協会の協力を得て、必要な情報を整理し、養蜂家へ情報提供すること。

(2) 無人マルチローター（通称「ドローン」。以下同じ。）

ア 県植物防疫協会は、空中散布事業の安全性を確保するため、実施主体が作成した散布計画について、情報提供の協力を求めることとする。

イ 得られた散布計画は、空中散布実施による蜜蜂被害等の発生を防止するため、農薬安全使用に係る指導に活用するものとする。

ウ 散布計画の収集は、(1)のとおり依頼する。

2 実績報告書

(1) 無人ヘリコプター

ア 実施主体は、空中散布を実施した場合は、別紙様式1により、実施後1か月以内に県植物防疫協会に届け出る。

イ 県植物防疫協会は、アの実績報告書を取りまとめ、毎年4月から3月までの実績を、翌年度4月20日までに別紙様式2により、農産物安全課へ提出すること。

(2) 無人マルチローター

ア 県植物防疫協会は、空中散布事業の適正な推進を図るため、実施主体が作成した散布実績について、情報提供の協力を求めることとする。

イ 散布実績の収集は、(1)のとおり依頼する。

3 事故報告書

- (1) 実施主体は、安全ガイドライン第3の1に定められた事故が発生した場合は、別紙様式3により、速やかに農産物安全課及び県植物防疫協会へ提出すること。

事故報告書は、事故発生後直ちに第1報を、事故発生から1か月以内に最終報をそれぞれ作成すること。

なお、安全ガイドライン第3の7の報告を行った場合は、農産物安全課及び県植物防疫協会にその旨を連絡すること。

- (2) 県植物防疫協会は、報告を受けた場合又は独自に事故を把握した場合は、別紙様式4により速やかに農産物安全課へ報告すること。

附則

この実施要領は、平成27年12月17日から施行する。

この実施要領は、平成28年4月6日から施行する。

この実施要領は、平成30年5月1日から施行する。

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和2年11月30日から施行する。